国立大学法人電気通信大学慶弔等の取扱要項

平成 5年 7月23日 改正 平成13年 4月 1日 平成16年 4月 1日 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成24年 5月22日 平成30年 3月30日 平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の役員、職員、非常勤職員 及び転出者・退職者並びに本学と密接な関係がある者(機関を含む。以下「本学関係者」 という。)に対する本学の慶弔の表意について、必要な事項を定めるものとする。 (表意者等)

- 第2条 慶弔等における表意者は原則として学長とし、その表意方法は、別表に掲げると おりとする。ただし、表意者については、適宜代理の者とすることができるものとする。 (事務)
- 第3条 慶弔に関する事務は、総務部総務企画課において行うものとする。

附則

- 1 この取扱いは、平成5年7月23日から実施する。
- 2 電気通信大学慶弔等の電報の取扱いについて(昭和37年6月26日学長決裁)は、 廃止する。

附則

この取扱いは、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。 KH 即

この要項は、平成24年5月22日から施行する。 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表

| | | | 区 分 | 表意方法 | 備考 |
|-----|--------------------------------------|---|--------------------------------|------------|--------|
| 慶 | 役員、職員、退職者が国等から叙勲又は授賞し た場合 | | | | |
| 祝 | 文部科学省、国立大学法人等の祝典に際し、表 意者が出席できない場合 | | | 祝電 | |
| | その他、表意者が必要と認めた場合 | | | | |
| 弔慰 | 在 | 役員、 | 、職員 | 供花 | |
| | 職 | 役員、 (親・ | 、職員の配偶者及び一親等直系血族の者子) | 弔 電 | |
| | | 非常 | 勤講師及び非常勤職員 | | |
| | 者等 | 名誉教授 | | 供花、弔電 | 供花は大学名 |
| | | 退職 | 者 | | |
| | | 国立大学法人等に転出した者及びその者の配 偶者及び一親等直系血族の者 (親・子) | | | |
| | | | 文部科学省の課長 (相当職を含む。)以 上の職にある者 | 书 電 | |
| | | | 国立大学法人等の長 | | |
| | | | その他、表意者が必要と認めた場合 | | |
| 見舞い | | 国立大学法人等の災害に際し、表意者が見舞い に行けない場合 | | 見舞電報 | |